

土浦市地域クラブ「Blue Ocean」規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本クラブは、土浦市地域クラブ「Blue Ocean」と称する。

(目 的)

第2条 本クラブは、土浦市内中学校・義務教育学校及び中等教育学校（以下、「中学校等」という）に在籍する生徒等を対象に、スポーツ・文化芸術活動を通じ、健全な心身の育成を図るとともに、本クラブ会員の競技技術向上を目的とする。

2 土浦市地域クラブ活動推進協会（以下、「推進協会」という）の目指す将来像を実現させるために努力することを目的とする。

(事務所)

第3条 本クラブの事務所は、茨城県土浦市文京町10番16号（土浦市武道館内）に置く。

(事 業)

第4条 本クラブは、第2条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種クラブ活動
- (2) 各種イベント
- (3) 指導者研修会
- (4) 調査研究
- (5) 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

(事業年度)

第5条 本クラブの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会 議)

第6条 本クラブの会議は、推進協会役員会をもって、これに替える。

第2章 職 員

(職 員)

第7条 本クラブ運営のため、次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1名 推進協会代表理事をあてる
- (2) 事務職員 2名 推進協会役員会が委嘱する
- (3) 指導員 必要数 推進協会役員会において選考する

第3章 各種クラブ活動

(活 動)

第8条 各種クラブの活動については、次のとおりとする。

- (1) 活動は原則、土・日のいずれか1日に3時間程度行うものとする。ただし、クラブ運営上の都合や学校行事等により、土・日いずれも活動が行えない場合は、祝日等、他の休日に振り替える場合がある。
- (2) 技術とチーム力向上のため、練習試合や大会・コンクール等に参加することがある。

(3) その他、目的達成のために必要な活動を行う。

(活動拠点)

第9条 原則として、中学校等の施設及び土浦市スポーツ・文化施設とする。

第4章 指導員

(指導員)

第10条 本クラブの指導員は、本クラブ指導者バンクに登録した一般公募者及び兼職兼業を希望する教職員の中から、推進協会役員会において選考する。

(研 修)

第11条 指導員は、茨城県又は本市主催の指導者研修会を年1回以上受講するものとする。

(配 置)

第12条 クラブへの参加人数に応じ、拠点ごとに複数名の指導員を配置する。

2 指導員が都合により指導を継続できなくなった場合、事務局は速やかに代替の指導員を配置する。

第5章 会 員

(入会資格)

第13条 本クラブに入会する者（以下、「会員」という）及びその保護者は、次の要件を満たすこと。

- (1) 中学校等に在籍している生徒及び土浦市在住の中学生であること。
- (2) 推進協会及び本クラブの目的に賛同するとともに、諸規定を遵守すること。
- (3) 本クラブ活動を行うに適した、良好な健康状態であること。
- (4) 理由なく遅刻、早退、欠席をしないこと。

(会員及び保護者の遵守事項)

第14条 会員及びその保護者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会員及びその保護者は、クラブでの指導を本クラブ及び配置された指導員に一任する。
- (2) 保護者は、会員である生徒を平等に応援する。
- (3) 本クラブの活動に係る会員同士の問題は、活動中に解決を図っていくものとし、保護者もその解決に協力する。
- (4) 保護者は、会費を期限までに納入する。
- (5) 本クラブを退会する場合は、届け出を提出する月までは活動費を支払うものとする。

(入会手続き)

第15条 本クラブに入会を希望する者は、所定の手続きに従って申し込む。

(会費の納入)

第16条 本クラブに入会する場合は、次の会費を納入するものとする。。

- (1) 年会費として2,000円（スポーツ安全保険料を含む）。ただし、9年生の活動は総体終了時までのため1,000円とする。
- (2) 活動費として毎月2,000円。ただし、大会参加や遠征等に係る費用等、活動費で賄えない範囲となるものについては、別途徴収することがある。また、一度納入した会費については、理由の如何を問わず返還しないものとする。

(会員資格の喪失)

第17条 会員資格は、更新手続きの不履行、退会、除名等によって喪失する。会員がクラブを脱退する

場合は、事務局に退会届を提出する。

(退会勧告及び除名)

第 18 条 指導員及び事務局は、会員及びその保護者が次の事項に該当する場合、協議の上、退会勧告又は除名することができる。その場合、会員及びその保護者にその旨を伝えるものとする。

- (1) 規律及び風紀を乱す行為が繰り返される。
- (2) 本クラブの発展向上を妨げるような問題ある言動をする。
- (3) 他のクラブやチーム等に対する誹謗中傷（SNS等を含む）をする。
- (4) 正当な理由なく、頻繁に活動を欠席する。
- (5) 正当な理由なく、会費を期限までに納入しない。

第 6 章 自己の責任

(自己の責任)

第 19 条 会員は、本クラブの活動に際して、諸規定並びに事務局及び指導員の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに反して盗難や傷害等の事故が起こった場合、推進協会・本クラブ及び指導員に対して、一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保 険)

第 20 条 会員及び指導員は、本クラブが指定するスポーツ安全保険に年度ごとに加入しなければならない。加入手続きは事務局が一括して行う。

- 2 本クラブは、その活動中の傷害等について、スポーツ安全保険の対象範囲内で対応するものとし、それ以外の責任の一切は負わないものとする。

第 7 章 規約の変更

(規約の変更)

第 21 条 本クラブの規約に関して、必要な事項の改廃は推進協会役員会で決定するものとする。

- 2 年度途中においても推進協会役員会の判断により規約の改廃をすることができる。ただし、規約を改廃する場合は、事前に会員及びその保護者に必ず報告するものとする。

第 8 章 雑 則

(委 任)

第 22 条 この規約の施行に関し必要な事項は、推進協会役員会の議決を経て事務局が別に定める。

(大会等への参加手続き)

第 23 条 大会等への参加に伴う選手登録等の手続きについては、各中学校で参加する大会等への選手登録と重複しないよう十分に留意した上で、本クラブとして手続きが必要な事項については、事務局または指導員が行うものとする。

(付 則)

- 1 この規約は、令和 5 年 1 0 月 1 日より施行する。
- 2 第 14 条第 4 号及び第 5 号、第 16 条に定める会費については、当面の間、免除するものとする。